

マイブックレット No.15

井出 亀三郎

本の泉社

——『長野県南佐久郡戦没英靈芳名録』(昭和一九年)を例に——

ある「戦没者名簿」が語るもの



9784780704679



1920036009527

ISBN978-4-7807-0467-9

C0036 ¥952E

定価 : 本体 952 円 + 税

本の泉社

目 次

	はじめに ——全郡規模戦没者の「紙碑」的存在としての意義	6
	第1章 「名簿」再構成（配列替え）の視点	8
一	町村別戦没人員、重複者、欠落者などについて	8
二	「戦没年月日」「場所」「死亡区分」などの問題箇所の処理	10
三	陸海軍別、軍人軍属別区分の処理方法と所属人員	11
第2章	昭和初年までの戦没情況：一二三三名（陸軍一二八、海軍五）	13
第3章	アジア・太平洋戦争期の戦没情況：一三三四四名	18
一	戦没者の概観	18
二	戦没の内面分析の手法	20
[i]	年齢からみた戦没情況	21
[ii]	階級からみた戦没情況	26
[iii]	戦没地別戦没者の概況	29

第4章 戦線別：一二三四四（陸兵一八一四、海兵五三〇）名の戦没情況

34

1 「満州」地域・戦線：一二七名（陸兵）の情況	34
2 中国戦線：三二〇（陸兵三一七、海兵三）名の情況	37
3 ビルマ、インド、雲南戦線：一六〇名（陸兵）の情況	40
4 ソロモン・ビスマルク、ニューギニア戦線：三〇三名の情況	43
5 南洋群島・中部太平洋、硫黄島、沖縄、千島等北方戦線：三四五名の情況	47
6 フィリピン、モルッカ、ボルネオ戦線：四五三名の情況	52
7 太平洋、南・東シナ海、台湾・本土近海戦線：一六〇名の情況	64
8 印度支那半島、東インド諸島、外地、ソ連、本土内：一六〇名の情況	67
9 内地、没地不詳その他：二一九名の情況	71

第5章 戦没をめぐる幾つかの問題

73

一 戰没確定の三要件の精度、確度について	73
〔i〕精度（密疎）の問題点	73
〔ii〕確度、「方面」死の問題点	73
二 戰没先の国名などの扱いについて	84
三 「死亡区分」——戦死、戦傷死、戦病死などを巡って	88
〔付〕「玉碎」死、「刑死」、「自決」死の意味するもの	90
四 金鶴勲章について	97
五 女性の戦没者について	101
六 非軍人・軍属の「戦没者」について	109
七 「遺家族」について	112

第6章 戦争責任と戦後責任

114

もすびに	118
あとがき	124

はじめに ——全郡規模戦没者の「紙碑」的存在としての意義

『長野県南佐久郡戦没英靈芳名録』(以下『戦没者名簿』または単に『名簿』と略称)によれば、同郡下三町二〇カ村(昭和二九年当時)の戦没者总数は、二五一〇名を算する。

『戦没者名簿』は南佐久郡遺族会が編纂し、昭和二九年三月に発行された。収録事項は、①戦傷病没者氏名、②生年月日、③兵種階級、④位階勲等、⑤戦没年月日、⑥死亡区分、⑦死亡場所、⑧遺家族氏名、⑨統柄であり、各町村の遺家族居住集落別に列記してある。対象者は「明治維新以来の靖国神社祭神が主」(『名簿』凡例第四項)で、「各町村備付の名簿を基礎に編纂」(同第一項)、「調査編輯に尽力された郡下各町村会長及び厚生課各位に……謝意を表す」(巻頭の辞・郡遺族会長)とあるように、各町村遺族会が当町村役場厚生課(戦時中の兵事係所管事務を引継ぐ)の関係資料——恐らく町村備付の軍役服務者の名簿が主か——を基に、戦没者を抽出して作成したものと考えられる。

冒頭に靖国神社の写真を掲げ、次いで内閣総理大臣・吉田茂、参議院議員・宇垣一成、内閣副総理・緒方竹虎、改進党總裁・重光葵、左派社会党委員長・鈴木茂三郎、右派社会党委員長・河上丈太郎、靖国神社権宮司・池田良八の各題字及び日本遺族会常任理事・佐藤信、衆議院議員・井出一太郎、同羽田武嗣郎、同松平忠久の各序文が並ぶ。また、内扉の書名の右肩に「宮内庁献納」の文字が一際大きく印刷されてある。

『名簿』の刊行年次は、あたかも講和条約締結後、「靖国神社國家護持」運動が日本遺族会を中心に起こされた時期に符合し、題字・序文も、殉國の英靈、を讃える字句・文言に満ちている。こうした背景の許に出版された

とはいえ、『名簿』は全郡規模で戦没者個々の没地、没年月日などの事項を記載する。従つて、各地にある寺院单位の「過去帳」の類に止まらず、全郡戦没者の「紙碑」とも呼べる性格を備えていると言えよう。

『名簿』を披いての第一印象は、戦没者があまりにも多数にのぼるはもとより、戦没地が日本軍の侵攻したあらゆる国・地域・方面に及んでいること、また、まだ少年・少女と呼べる年少者が少なくない反面で、軍隊では「老兵」とされる三〇歳台・四〇歳台が多いことへの驚きであった。本稿はかくも多数の郷土出身同胞が、何時、どんな情況の許に戦没せざるを得なかつたかを解明するべく、義務的衝動に駆られて起筆された。

『名簿』に記された「戦没年月日」と「場所」は、遺族にとつて戦没を追認する唯一の手懸かりである。「戦没公報」(正式呼称は「死亡告知書」、以下「公報」)は、その所属する原隊組織が「兵籍簿」に照らし、本人たることを確認した上で作成した文書で、現住地の聯隊区司令部を通じ、町村役場兵事係を経て遺族(留守宅)に届けられる仕組みであり、そこに右の二項目は必ず記載された。「公報」発行の以前にいわゆる「内報」(正式には「戦時死亡者行方不明者ノ件内報」)が届けられた。遺族に予め戦没の事実を伝えて受け入れの心構えをさせるためであり、ほぼ確定的な通報だが、遺族は「内報」が嘘であれかしと願い続けて、「公報」が来ない限りは、いつかは帰還するものと期待した。

戦没の解明に当たつて本稿もまたこの両項目に着目し、歴年順(=いつ)、戦線別(=どこ)で『名簿』の再配列を行つた。その上で、各戦線に生起した主要な兵事(作戦、事件など)を重ね合わせて見れば、そこにわが同胞がどのように関わっていたかが、ほぼ読み取れるのである。その関わりようのあまりの深さに、筆者はしばしば溜め息をつき、ペンも止まりがちであった。例えば戦争の後半期、大本営発表で「玉碎」が大々的に報じられたサイパン・硫黄島・沖縄で、わが同胞にも数多の犠牲者が出了ることはもとより、ビルマ・ニューギニア・フィリピンなど、その慘状を国民の眼からひた隠しにした戦線での同胞の戦没が、日中戦争を上回る規模だったことが浮き彫りにされて来たのであるから……。

第6章 戰争責任と戦後責任

一四年に及ぶ昭和の戦争が終わつて、今年五八年を迎える。一八歳で戦場に赴いた筆者自身も七八歳となり、さきの戦争はもはや歴史的過去となつた感がある。しかしながら、私を含めて生還した元兵士の胸中には、戦場の記憶が未だに生きしく蘇る。それを語り伝えるは生き残つた者の義務とさえ思う。このようないいに至つたのは、あまりもの愚行に手を藉してしまつた口惜しさに、耐えがたい苦痛を覚え、次代を担う人たちに、決して同じ轍を踏まないよう判断資料を提供することが、亡き戦友へのせめてもの手向け、と沁々悟つたからである。

我々個々の戦場体験は局所的であり、また、戦争技術の異常な発達によりすでに陳腐化して、聞くに値しないかに思われる。だが、戦争の本質が変化することはない。そしてまた、政治的手段の延長線上でおこなわれるとはい、國家の名による武力行使——合法的

それ自体を違法化する動きが国際的にあるのは、充分に根拠のあることである。
死者は再び語ることはできない。ある者は絶望的な戦況の下でも祖国の最終的勝利を信じながら途半ばに斃れ、ある者は心ならずも不義の戦に駆り出され、異境の地に己が亡骸を曝す無念さを抱きながら果てた。何れにせよ、欣然と死に赴いた者はいない。死を予期し、運命を受け入れた者でさえもそうである。二三〇万人の兵士の前途を突然に断ち切つた戦争とは何であったか、問われ続けられなければならない。五族協和の王道樂土は建設されたのか、暴支脅懲により東洋平和は実現されたのか、欧米植民地支配下のアジア民族を解放する聖戦であつたのか、或いは、敗戦したがゆえにこれら八紘為宇の偉業は無になつたのか、と……。

いかような考えを抱こうとも、さきの戦争に併れていつた将兵たちに共通する心情は、「無念」の一語に尽きるだろう。これをどのように受け止めるかは、遺族をも含め戦後を迎えた国民一人ひとりに負わされた課題である。一億玉碎の重圧は突如消滅したが、訪れた平穀は手放して謳歌できるものだったのか。国民を悲惨のどん底に陥れた勢力は排除されたとはい、新

な殺し合いには一片の意義も見出せない。「兵は凶なり」は古今東西に通じて公理であり、その罪科は無限の恨みを残す。兵を前提にすることなく、交渉に徹するならば、殺し合いや破壊に費やされた富の悉くを医療、教育、福祉はもちろん、環境悪化、僻地、少数民族、ひいては地球温暖化など、考えられるあらゆる問題の障害解消のために投じることによつて、物質的側面での豊かさを享受するばかりでなく、精神的にも豊かな生涯を、人類のすべてが送れるようになつていただのではなかろうか、ということに思い到る。戦後に投じられた戦災復興資金などを見るにつけ、戦争とはせつかく人類が築き上げてきた富の、二重の浪費行為であることは明瞭である。ましてや、殺し合いによつて失われた英知の総体を思うに、取り返しつかぬ不可逆的愚撃を、性懲りもなく繰り返して憚らなかつた過去を、総決算すべきときに來ている。今日、戦争に登場した自称民主主義政治家が、戦後の国難を切り開く途を示し得たか。根こそぎ奪われた自由や平和な暮らしの回復を、国民は求めていたにも関わらず、自覚の未成熟のゆえに、旧勢力の後継者たちが目新しく掲げる看板に惑い、進路を委ねてしまつたのではないのか。新しい憲法は「戦争の放棄」を謳い、再び銃は執るまじと全世界に宣言したにも関わらず、世界情勢の新たな展開——米ソを両極とする冷戦の動向に、戦後の命運が捲き込まれていく様を何人が氣付いたろう。国民が政治的、思想的に成熟し訓練されていたらば、軍國主義からの解放と同時に、永世中立を宣し始めたかも知れないけれども、逆に、流れに翻弄されるがままだつた。その帰結の最たるもののが日米相互安全保障条約——天皇制軍國主義に替る新たな首枷、足枷とも気付かないで……。或いは逆流に抗するだけの力量も知恵も湧かなかつたのか。

逆流を阻みえない大本は、戦争責任を国民自らの手で追及しなかつたことにあるのではないのか。全面降伏をした日本に、連合国はいち早くA級戦犯を裁く極東国際軍事法庭を設けて、日本軍國主義を処断し、占領軍はアメリカ流民主主義を持ち込んだ。問題は、国民がこれら措置に満足しきつて、自らおこなうべき戦

争責任の追及を放棄したことに懸かる。一億総懺悔、はこうした文脈のなかでこそ成り立つ。冒した過誤を率直に検証すべきなのに、民主化の急伸展を恐れる勢力はそれを怠り、或いは方向を故意に歪めるなどして、議論を立ち消えにしてしまったのではないか。

日本の戦争責任の中心問題が天皇制及び昭和天皇にあることは、國際常識であつた。日本占領に間接統治で臨むにあたり、マッカーサーが昭和天皇をA級戦犯リストから外したのは、天皇の存置が軍隊二〇ヶ師団に匹敵する最善の便法であつたとは、今日広く認められておりところである。当時、戦争責任が公然と論議の対象になりえなかつたのは何故か。天皇無答責（天皇ハ神聖ニシテ冒スヘカラズ）を規定する明治憲法を、無邪気に解釈したとするほどに事は単純ではない。大日本帝国憲法は初の帝国議会で承認されたが、実態は協賛（欽定憲法）であり、選出された国會議員自体も公選とは程遠い存在だった。敗戦に伴つて天皇を絶対視する国民感情の薄れ・冷却は急速で、むしろこの時期に退位したならば、当然の挙として国民は受け止めに違いない。終戦間際、少ないとはいえる「現人神」に対し奉り呪詛・怨嗟の声が挙がり始め、敗戦責任にまで言及する」など不敬言動の悪化状況を内務省警保局

民衆のごく素朴な感情から発するがゆえに尊ばれなければならない。幾千万の、しかも何ら関与しない民衆を戦火に捲き込んで抹殺しながら、適用規定がないから刑罰を課する理由がないでは、民衆の感情は全く納得しない。民衆裁判の祖形から発して、人類の到達した英知の許に國家犯罪を糾明し、その責任者を戦争犯罪人として裁くことは、神の名を藉りずとも可能であり、正当である。誤審、冤罪が不可避であるとするならば、死刑罪を廃止し、検証を徹底することである。

が記録していたという。萬世一系の國体神話の虚像は、作為者の意図を遙かに超えて拡大されたフシが多分に見えるのだが、敗戦必至が現実化した状況のもとで一拳に崩壊する脆さを見せつけたわけである。だが、国體護持の一点のみに関心を奪われた支配層は己が作為をいつしか実像と見誤り、これをもつて占領軍に利害得失を説いた。國際情勢の変転が彼らの思惑達成に大きな助けになつたことは歴史の示す通りである。

A級戦犯が「人道に対する罪」を問われたとき、弁護人は罪刑不適及論を展開し、無罪を主張した。一見、これは正当論である。だが、予想しえぬまま或いは世界の認識がまだそこまで到達していなかつた段階で、規定して来なかつた事態（國家犯罪）が生起した場合に、法規に定めがないからといって、何らの対処措置も執らないとしたならば、その後に起こる不測事態にいかように対処するかまでを視野に入れた上での決定でなければならない。その論法は果てしのない悪循環を生み出すだけで不毛である。罪刑不適及は立法技術としては妥当な思想だろうが、「人道に対する罪」が登場した背景を考えると、戦争はいかに深刻な罪科を冒す行為であるかが、二度の大戦を経た後に厳肅に受け止められたことを意味するものである。それは

むすびに

むすびに

ある事柄の、歴史的・客観的な解明には五〇年後を期すという。五〇年の時空の流れは、事実を冷静に受け止めさせる净化装置の役割を果たすに程よい長さと考えられているのだろうか。反面では、この長い歳月は風化の装置でもあって、歴史の検証に際して両刃の剣ともなりうる性格を持つ。我々日本人にとつては明治以来の国の在り方を考察し、将来を左右する指針とせねばならない材料である。五〇年が経過すれば、世代はほとんど交替し、後には歴史が残るのみ。その継承の仕方——材料の扱い方は後の世代の手に委ねられる。西郷隆盛は「児孫のために美田を買わず」と詠じた。歴史を受け取った者たちの責任は、常に重いということを充分に自覚すべきである。

『名簿』は、遺族はもちろん、総ての大人たちが、先の戦争への生きしい記憶を持ち続いている時に発行された。戦後の復興は日なお浅く、一家の柱を失った遺族にとつては辛く苦しい時代であった。「名簿」が孤立してからの所産である。父母は老い、父の顔を覚えない子も成年した。しかし、追憶は深まり、再び悲しむものを出してはならじと訴える心情は、迫るものがある。これらは忘却や風化の食い止めを意識したわけではないだろうが、結果としてその役割を果たしてきた。

五〇年余を経た今日、戦没者に再び光をあてることによって、遺族の思いを忘却の彼方に追いやることなく、戦争の無意味さを継承する方法は如何に、と思案しつつ書き上げたのが本稿である。執筆中に私はしばしばある想念に捉われた。曆年に従い戦線別に並べ替える作業中、至るところに親戚、村人、恩師、先輩、同級生、また兄の知人らの名を見た。それらの人々が現存していて、どこそこの戦線はこの人に聞けば詳しだろうか。

中でも大きな衝撃は、最終末期の昭和一九、二〇両年の戦没者が昭和期全戦没者の七〇%を超えるという事実、しかもその戦没の態様は、ニューギニア・フィリピン・ビルマの各戦線に見られる戦死という名の「餓死」、本土から南方戦線に送られる途上に輸送船ごと撃沈されて戦死したという名の「溺死」であり、また、太平洋の島々での「玉碎」という名の「強制的集団自殺」が目立つことであった。藤原彰教授によれば日本軍の戦没の六割以上が餓死という。餓死や溺死(海没死)は、戦没公報はもちろん、公の文書には載らない言葉である。未だに死因の実態を究明して戦没公報の訂正をなしえない不思議なこの国であるが、諸々の戦記を読めば、いかにこの類の戦没が多いことか。

「玉碎」は大和魂の権化、最高発揮といわれたが、當時の日本人以外には理解しがたい、集団自殺、行為だった。もはや抵抗の手段・方法を失った軍隊は(降

族にとつては辛く苦しい時代であった。「名簿」が孤立してからの所産である。父母は老い、父の顔を覚えない子も成年した。しかし、追憶は深まり、再び悲しむものをしてはならじと訴える心情は、迫るものがある。これらは忘却や風化の食い止めを意識したわけではないだろうが、結果としてその役割を果たしてきた。

五〇年余を経た今日、戦没者に再び光をあてることによって、遺族の思いを忘却の彼方に追いやることなく、戦争の無意味さを継承する方法は如何に、と思案しつつ書き上げたのが本稿である。執筆中に私はしばしばある想念に捉われた。曆年に従い戦線別に並べ替える作業中、至るところに親戚、村人、恩師、先輩、同級生、また兄の知人らの名を見た。それらの人々が現存していて、どこそこの戦線はこの人に聞けば詳しだろうか。

中でも大きな衝撃は、最終末期の昭和一九、二〇両年の戦没者が昭和期全戦没者の七〇%を超えるという事実、しかもその戦没の態様は、ニューギニア・フィリピン・ビルマの各戦線に見られる戦死という名の「餓死」、本土から南方戦線に送られる途上に輸送船ごと撃沈されて戦死したという名の「溺死」であり、また、太平洋の島々での「玉碎」という名の「強制的集団自殺」が目立つことであった。藤原彰教授によれば日本軍の戦没の六割以上が餓死という。餓死や溺死(海没死)は、戦没公報はもちろん、公の文書には載らない言葉である。未だに死因の実態を究明して戦没公報の訂正をなしえない不思議なこの国であるが、諸々の戦記を読めば、いかにこの類の戦没が多いことか。

「玉碎」は大和魂の権化、最高発揮といわれたが、當時の日本人以外には理解しがたい、集団自殺、行為だった。もはや抵抗の手段・方法を失った軍隊は(降

族にとつては辛く苦しい時代であった。「名簿」が孤立してからの所産である。父母は老い、父の顔を覚えない子も成年した。しかし、追憶は深まり、再び悲しむものをしてはならじと訴える心情は、迫るものがある。これらは忘却や風化の食い止めを意識したわけではないだろうが、結果としてその役割を果たしてきた。

五〇年余を経た今日、戦没者に再び光をあてることによって、遺族の思いを忘却の彼方に追いやることなく、戦争の無意味さを継承する方法は如何に、と思案しつつ書き上げたのが本稿である。執筆中に私はしばしばある想念に捉われた。曆年に従い戦線別に並べ替える作業中、至るところに親戚、村人、恩師、先輩、同級生、また兄の知人らの名を見た。それらの人々が現存していて、どこそこの戦線はこの人に聞けば詳しだろうか。

中でも大きな衝撃は、最終末期の昭和一九、二〇両年の戦没者が昭和期全戦没者の七〇%を超えるという事実、しかもその戦没の態様は、ニューギニア・フィリピン・ビルマの各戦線に見られる戦死という名の「餓死」、本土から南方戦線に送られる途上に輸送船ごと撃沈されて戦死したという名の「溺死」であり、また、太平洋の島々での「玉碎」という名の「強制的集団自殺」が目立つことであった。藤原彰教授によれば日本軍の戦没の六割以上が餓死という。餓死や溺死(海没死)は、戦没公報はもちろん、公の文書には載らない言葉である。未だに死因の実態を究明して戦没公報の訂正をなしえない不思議なこの国であるが、諸々の戦記を読めば、いかにこの類の戦没が多いことか。

「玉碎」は大和魂の権化、最高発揮といわれたが、當時の日本人以外には理解しがたい、集団自殺、行為だった。もはや抵抗の手段・方法を失った軍隊は(降

むすびに

時小官の心中堅く誓ひし処は、必ず之等若き将兵と運命を共にし南海の土となるべく、縦令凱陣の場合と雖も渝らじとのことに有之候。……〔昭和二二年、豪州軍法廷で禁固の判決を受けた後、ナイフで割腹のうえ自らの手で頸動脈を圧迫し自決〕(野呂邦暢「失われた兵士たち」芙蓉書房、昭五八)とあるが、かかる軍人は稀だつた。自らを律するを知らぬ、自淨装置もない軍隊は脆い。常勝の皇國神話に酔つて、綻びを予見できない軍人に国運の舵取りを委ねたがゆえの、必然の帰結であろうか。

『名簿』再編成を終わり、改めての感想をまとめて言えば、かくも多数の犠牲者を予想しなかつたのか、或いは予想できなかつたのかということであり、また、終戦をもつと早期に求めていたならば、犠牲者はもつと少なく済んだのではないかということである。

最も手近なことで言えば、「海國」日本を呼号し、事実海外貿易で立国してきたはずなのに、海上輸送路の確保を全く無視して戦争行動を執つたことが最大の誤りであつた。気付いた時はもう手遅れで、何万の将兵の生命とともに国民の汗と血の結晶である膨大な物資は、海底深く沈んだ。「海ゆかば土左衛門、山ゆかば野垂れ死に」と兵らが自嘲的に歌つたのは故なきことだが、戦況不利の許でも、ますらをのかなしき命積み重ね、積み重ね護る大和島根を(三井甲之)と奮起して行つた我々は、わが大和民族こそ西欧に支配された東洋の救世主であり、八紘一宇の大理想のもと、世界に君臨する資格があるのだと思ひ込んだ。そのように思ひせたのは大人たち、中でも教師、また、先輩たちからの影響であつた。その大元緒は文部省・内務省、さらには大日本帝国の安泰と伸長を図る一握りの勢力であつたわけだが、君側の奸を除く、流れのカッコ良さに魅せられて、それが祖国を世界の孤兎たらしめることがまでは見抜けなかつた。警鐘を乱打した勢力はすでに獄に繋がれ、僅かに良心を保持する人々も沈黙した。暗黒の時代であるのに、それを光明と見間違えたと知つたときの口惜しさ、再びはこの轍を踏まじと思い立つとき、面前に立ちはだかる障壁を取り除く時に要しようが、先人たちの遙かな労苦を思えば、さしたる程のことではあるまい。

敗戦を迎えて、国民——郡民は改めて人命の懸け替えのなさを悟り、人権の尊さを学んだ。日露戦争の中に、「君死にたまうこと勿れ」と歌つた与謝野晶子を思い起こし、郡民が敗戦をほとんど抵抗なく受け入れたのも、また、新憲法で戦争放棄を宣言して世界を驚かせたものである。

かせたのも、それまでの無権利、抑圧状態がいかようなものだつたかの反証である。教師たちは、いかに神憑りに洗脳されていたかに気付き、「再びは戦場に教え子を送るまじ」「教え子に再び銃は執らせまい」と誓つた。ウツバリが一挙に外された結果である。

戦後の新憲法は、米占領軍による押し付けだから改正せよの声がある。押し付けを強調するものの、標的が「戦争放棄」にあるは明瞭で、「ふつうの国」になるためには憲法第九条を廃止し、未だに軍隊と呼べない自衛隊を正式な国軍として認知すべきという。侵略加害の戦争はあくまでも自存自衛の戦争であつたし、アジアの植民地が独立したのは日本の戦いに触発された結果であると強弁して、経済大国の国民として、自虐史観、からの脱却を主張する。日米相互安全保障条約の従属性に触れないのみか、締結の押し付けを指摘されながら、これに答えず沈黙したままであるのも詭弁・俗論ぶりの一端を示す。

これから戦争は、これまでの戦争とは較べられるべくもない悲惨な様相を齎すと断言できる。殺戮と破壊の規模は増大し、際限なく拡張されるは疑いをいれない。やがては、自らの住む地球自体の破壊に繋がる警告されているのに、マスメディアの誘導のまゝにま

とではない。最も弱き脇腹と見て潜水艦戦術を採つた米国の戦略眼が、優れていたわけでは決してない。

また、沖縄戦終結の時点であれば、広島・長崎の原爆もソ連の参戦も無かつたろうし、近衛上奏(二月)が受け入れられていたならば、フィリピンほか各戦線の餓死者は格段に少なかつたろう。遡つて、日中戦争の泥沼から撤兵を決断していたならば、世界第三位の商船隊を保持し得て对外貿易の発展を期し得たろうし、根源的には、明治の立国以来、富国強兵・脱亞入欧を掲げ、国の生命線と称して朝鮮、滿蒙、支那へと次々兵を構えてきたことが、二四七七名の郷土同胞の名を紙碑に刻ませた直接の原因であると言わざるをえない。青少年期が軍國の時代に重なつた筆者らの、若い経験から学びとった結論である。

一九二〇年を中心にして生まれた筆者ら若者が、先次戦争の犠牲者の多数を占めるることは度々触れたところであるが、もしも、筆者らに確固とした主体的判断力を持つ能力が養われていたならば、事情は変わっていだかも知れないと、ふと思う。「み民われ、生ける歓あり、天地の榮ゆる時に、会えらく思えば」に単純に共鳴し、「海ゆかば水漬く屍、山行かば草むす屍、大君の辺にこそ死なめ、願みはせじ」と無邪気に出陣し

むすびに

に、戦争の勃発にひどく鈍感な環境に曝されているのが今の日本ではなかろうか。対蹠的に、デマに根ざした挑発の匂いを敏感に嗅ぎとり、最悪の愚行を繰り返させまいとする意志の力が、新たな連帶を作り出している。そうであらねば、紙碑の靈たちにかつて誓つた不戦の決意も偽りと化し、悔いを後々まで残すことにならう。

この小論を完結しようとする今、政府は中東・イラクに戦後初めて自衛隊を戦闘兵力として派遣した。アメリカの強要(ブーツ オン ザ グラウンドとか「お茶会じゃない」など)だといわれるけれども、何を指して「人道支援」というのか。かつては「邦人の生命・財産の保護」「わが国の生命線の護り」であり、少し前は「国際貢献のため」(カンボジア・チモールのPKO)だった。この度ひたすらに「安全・平穏地帯」を強調するのには、多分に思惑が働いている。つまり、この出兵で一人の犠牲者も出さなければ、予定している憲法改変は完全にできる——日米支配勢力の多年の念願が、ここに至つて達成されるということである。自衛隊が国軍に変身した暁、日本国民はアメリカの指示どおり他国の人民を殺し、自分も殺される情況に置かれる。安保条約がある限り、そういう仕組みになつすれば明らかである。封建主義からの脱却を表向き装いつつ、あらゆる人権を抑圧し否定し去つて来たがゆえに、結末に悲惨な敗戦を招き、外国の手によって國家主義を除去されるという、無様を演じたではないか。ポツダム宣言に基づき、連合国は日本民主化の第一に、明治憲法に代わるべき新憲法の策定を求めたわけだが、政府の代案なるものは依然旧態に固執した。由来を故意に無視黙殺するは何か。ドイツと異なるところは、侵略戦争を煽った勢力がそのまま戦後の政界に返り咲き、「戦争放棄」の憲法を改変せよと叫んでいた点である。いま日本に必要なのは「独立」であり、憲法改訂よりも安保条約の破棄である。アメリカに敵対せよとは言わない。対等平等の国家関係の樹立こそが日米両国民のみならず、全世界の人民に貢献する道理ある途であると主張するものである。

従属が何を齎すか。経済のみならず道義・文化の頽廃、つまりは国家・民族の破滅である。ローマ帝国・大英帝国が没落したように、唯一の超大国も凋落する日がやつて来るを想定できぬのか。所詮ブッシュ大統領も小泉首相も、口舌を弄して兵に命を差し出させているだけである。古来、義無くして庶民を驅り出す戦争とは、およそこんなものである。——『すめらみこ

とはたたかいにおおみずからはいでまさね……

(完)

ている。アメリカ議会は自国民に血が流されない限り、「日本軍」が幾人戦死しようと一向に構わない。日本の国家関係はそういうものだということを、百も承知しての政府の行為であれば、尚更その責任は重く問わなければならない。遠大な計画のもとに憲法の空洞化を策してきたが、小選挙区制の一時的成功に乗じて改憲の機到るとし、派兵で既成事実を作る企みは明白。石油のための思惑はあれ、孤立・アメリカへの助太刀にほかならず、逆に、従来親日的なアラブ諸国から一挙に排撃される気運を感じとれないのか。朝鮮・ベトナム両戦争は、ともに一部の日本経済の景気回復に一役買ったとされた。いま国内経済は火の車なのに、こうした国費の無駄遣いが公然とおこなわれている。いかに骨絡みの従属とはいえ、かのシベリア出兵以上に大義を欠く愚挙、と後世まで糾明を受けることは必定。政治家たるもの、目先の利害のみに捉われるべきではない。

一九四五年の敗戦以来六〇年間、我々は他国民を殺して來なかつた。それは一重に憲法第九条があればこそあつた。新憲法は外国の押し付けだという。明治憲法こそ押し付けではなかつたか。人民の、人民による、人民のための憲法でなかつたことは、歴史を回顧

●著者紹介

井出 龜三郎（いで かめさぶろう）

〈略歴〉

昭和 18 年 3 月 長野県野沢中学校（現、県立野沢北高校）卒業
同年 4 月 大東亞鍊成院第 3 部（元拓南塾）入学
昭和 19 年 7 月 同上線上卒業と同時に北ボルネオ派遣第 37 軍勤務発令（陸軍雇員）
同年 9 月 赴任渡航中、バシー海峡で便乗船雷撃され、救難後マニラに待機
同年 11 月 戦局急迫にて渡航便船なく、比島派遣第 14 方面軍に転属（報道部）
昭和 20 年 1 月 マニラを去り、パキオに移駐
同年 1 月 15 日 米軍ルソン島上陸に伴い、第 2 国民兵として召集される（陸軍 2 等兵）
同年 4 月 パギオ陥落に伴い、カガヤ河谷に移駐
同年 8 月 山岳州（現、イフガオ州）の源流部にて終戦を迎える
同年 9 月～21 年 米軍捕虜として諸労働に従事
昭和 21 年 12 月 最終復員船により名古屋港に帰国、復員
昭和 22 年 4 月 宇都宮農林専門学校農業経済科に入学
昭和 25 年 3 月 上記卒業
昭和 25 年 6 月 農林省東北農業試験場に勤務
昭和 31 年 4 月 農林省振興局普及教育課に転勤
この間、5 年ほど関東農政局に転出 構造改革事業に携わる
昭和 60 年 2 月 定年退職
平成 2 年 1 月 「不戦兵士の会」に入会、「戦争の語りべ」として各地を廻り、今日に至る